

調査の方法



① 住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



② 一筆地調査

土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。



③ 地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。



⑥ 登記所への送付

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



⑤ 成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



④ 地積測定・地籍図等作成

各筆の筆界点をもとに正確な地図を作り、面積を測定します。